

令和2年度9月改訂

# 横浜市鶴見市場ケアプラザ ゆうづる

## 貸館利用案内



開館時間 【平日・土曜】9:00~21:00  
【日曜・祝日】9:00~17:00

休日 毎月第3日曜日、年末年始(12/29~1/3)



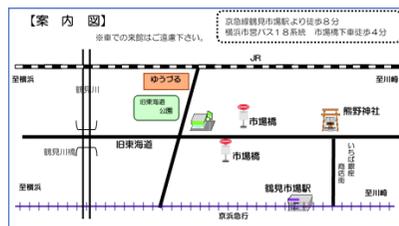
鶴見市場地域ケアプラザ ゆうづる

〒230-0024

横浜市鶴見区市場下町11-5

☎ 045-504-1077 (代表)

FAX 045-500-6677



### ●利用当日の流れ

受付にて団体名を伝え、利用報告書を受け取る。

※目的外使用の場合は、料金の支払い

活動時間は厳守してください。

部屋の清掃をし、現状復帰をした上、終了時刻5分前には必ず退出

利用報告書を記入し、受付に提出。

### ●注意事項

- 利用時間は、準備・活動・清掃・現状復帰までの時間です。時間前に入室することも、時間を超過することもできません。
- アルコール以外の飲食は可能ですが、利用後は清掃を行い、ゴミは持ち帰ってください。また敷地内禁煙です。
- 貸出物品を希望する場合は、利用申込み時に申請してください。
- 随時、館内の見回りをしています。そのため入室することがありますので、ご了承ください。なお、部屋の施錠、ロールカーテンの常時使用はお控えください。
- 一般の方の駐車場の利用は出来ません。近隣の有料駐車場をご利用ください。身体障害がある方、重量物搬入等必要な場合は、利用申込み時に必ずご相談ください。
- 架空の団体名や申込み内容と著しく異なる利用があった場合、同一メンバーで他団体を装った複数登録などがあった場合、職員の指示に従わない場合は、退館または利用をお断りします。

※これらの内容は施設利用の状況に合わせて変更が生じることがあります。その場合は随時、館内掲示・ホームページ掲載・広報誌等で周知を行います。予めご了承ください。

お問合せはこちらまで

☎045-500-6688

●地域ケアプラザについて

市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するための施設（横浜市地域ケアプラザ条例）として設置された横浜市独自の施設です。

※当館はコミュニティハウスと合築館となります。コミュニティハウスとは利用方法が異なりますので、ご注意ください。

●施設概要

部屋	用途
多目的A (A-1・A-2)	団体による活動をはじめとする地域の福祉保健活動といった各種イベントが開催できます。
調理室	ボランティア活動の一環として、大勢の調理ができます。
地域ケアルーム	ミーティングなどで活用できます。

時間区分	平日・土曜日	日曜・祝日
午前	9:00~12:00	
午後1	12:00~15:00	
午後2	15:00~18:00	15:00~17:00
夜間	18:00~21:00	

●団体登録

地域ケアプラザを利用する場合、**団体登録が必要です**。「横浜市地域ケアプラザ利用団体登録申込書（第3号様式）」をご提出ください。活動内容によって団体区分を決定し、施設より「団体登録書」を発行します。詳細は、受付職員にお問い合わせください。

団体区分	予約開始日	予約枠数	費用
団体Ⅰ	3ヶ月前の同日から	1ヶ月上限3枠	無料*
団体Ⅱ	2ヶ月前の同日から	1ヶ月上限2枠	無料*
団体Ⅲ	1ヶ月前の同日から8日前まで		有料
団体Ⅳ	利用日から起算して21日前から	上限無し	無料*
団体Ⅴ	利用日から起算して14日前から8日前まで		有料

(\*) 利用目的により有料

注 意 事 項

- ・団体登録は5人以上です。
- ・団体Ⅱは年間2回以上の福祉保健活動記録を年に1度、ご提出いただきます。
- ・団体登録は、申請書受理日から3年間有効です。継続して登録をする場合には、有効期限の満了日までに、受付にて必要事項を明記し、団体登録書の更新を行ってください。更新は有効期限満了月の1か月前の1日から可能です。

●利用申込み

